中小企業信用保険法第2条第5項第2号 八の規定による認定申請書

		令和	年 月	日
世田谷区長殿	(申請者)			
	<u>住 所</u>			
	氏 名			
私はが、令和年月	日から		を行ってⅠ	ハるこ
とにより、下記のとおり売上高等の減少が生じている				
で、中小企業信用保険法第2条第5項第2号八の規定	定に基づき認定さ	れるようお	願いします	0
記				
1 事業開始年月日		年	月	日
2 売上高等				
(イ) 最近1ヶ月間の売上高等				
Β - Δ	<u>減少</u>	率	% (実	績)
$\frac{B-A}{B} \times 100$				
A:事業活動の制限を受けた後最近1 <i>f</i> (年 月)	か月間の売上高等	;		
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	 D売上高等			<u>円</u>
(年月)				円
(口) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売	上高等 減少	泫	%(実績見	l;λ λ .)
(B+D)-(A+C)	<u>/ドルン</u>	+	/∪ (大線刀	<u> </u>
$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$				
C:Aの期間後2か月間の見込み売上記				
(年月~年月) D:Cの期間に対応する前年の2か月間				<u>円</u>
(年 月 ~ 年 月				円
(注1) 旧计 经这产类十年战比中于,声光还轨	の制限の中容に立	∃I» Γr⊏¢±	の明然 笠-	5
(注1) には、経済産業大臣が指定する事業活動(る。	ル側限の内谷に爪	いし、「店舗	の闭蛽」寺の	企八 化
(留意事項)				
本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会に 世田谷区長から認定を受けた日から30日以内				存証
の申込みを行うことが必要です。	アトスは近天は日本で	旧历坏毗伽	∠ (CX) U C	小皿
		–	世商認第	号
申請のとおり相違ないことを認定します。	÷	7 和 年	₣ 月	日
(注)信用保証協会への申込期間:令和 年 月	目 日から令和	年	月日ま	で

世田谷区長 保坂 展人